

## 第 11 号

## 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

被告徳島県は、原告と、平成24年（ワ）第389号 損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成25年5月7日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

## 和解勧告の内容

- 1 被告は、原告に対し、本件事故に基づく損害賠償として、金500万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

## 提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。